

## 災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、福井県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅の建設（以下「住宅建設」という。）の実施に関して、福井県（以下「甲」という。）が一般社団法人全国木造建設事業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 この協定における対象は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅で木造のものとする。

### (要請の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、工事場所、工事内容、戸数、規模、着工期日およびその他必要と認める事項を、文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

### (協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者等（以下「丙」という。）の斡旋その他可能な限り甲に協力するものとする。

### (住宅建設)

第5条 乙の斡旋を受けた丙は、甲（甲が住宅建設を市町長に委任した場合は、当該市町長。次条において同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。  
2 丙は、前項の住宅建設の際、県産材の使用について配慮するものとする。

### (費用の負担および支払い)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。  
2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

### (連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては福井県土木部建築住宅課とし、乙においては一般社団法人全国木造建設事業協会建設統括本部とする。

### (報告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる生産能力および建設能力等の状況について、2年に1回、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、甲は乙に対して、随時報告を求めることができる。

### (会員名簿等の提供)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当者名簿および乙に加盟する会員の名簿を毎年1回、甲に提供するものとし、担当者および会員に異動があった場合も報告するものとする。

### (協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、そのつど甲乙協議のうえ定めるものとする。

### (適用)

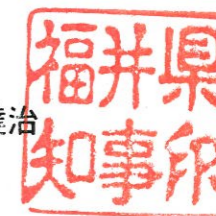
第11条 この協定は、令和元年11月8日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名のうえ各1通を保有する。

令和元年11月8日

甲 福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県知事 杉本 達治



乙 東京都中央区八丁堀3丁目4番地10  
京橋北見ビル東館6階

一般社団法人 全国木造建設事業協会

理事長 大野 年司

